

平成29年度 北部保健所行動計画

I 健康寿命日本一に向けた取組

- ・健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関の横断的な取組を推進するため、北部地域健康寿命延伸対策戦略会議や事業所応援プロジェクトチーム等を開催します。また、地域の健康課題対策として北部地域健康なまち整備推進事業を実施します。
- ・事業所を単位とした健康づくりを推進するため、健康経営登録事業所・認定事業所の拡大や「職場の健康づくり実践手引き書」を活用した事業所への情報提供と支援等を実施します。
- ・在宅医療・介護連携体制を整備するため、在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援を実施します。
- ・多職種連携に向けた支援として、入退院時情報共有ルール運用機関の拡大や連携促進に向けた研修会等を開催します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・健康危機管理体制の整備・連携を強化するため、健康危機管理連絡会議や麻しん風しん対策連絡会議を開催するとともに、健康危機管理に関する職員研修やシミュレーションを実施します。
- ・感染症や食品による健康被害防止対策として、社会福祉施設等に対する研修会や食品営業者に対するHACCP導入推進・指導等を実施します。
- ・健康危機管理情報をタイムリーに提供します。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・すべての主体が参加する美しく快適な県づくりを進めるため、おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催や環境教育アドバイザー制度を周知します。
- ・豊かな水環境保全の推進をするため、小中学校による水生生物調査等への支援や合併浄化槽への転換啓発等を実施します。
- ・浄化槽管理者講習会を開催します。

I 健康寿命日本一に向けた取組 ～健康づくりの推進～

現状と課題

- 管内3市（中津市、宇佐市、豊後高田市）は、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患の標準化死亡比が高い。※1
- 管内3市は、「運動仲間がいる」「運動指導（を受けた）経験がある」割合が低い。※2
- 中津市は、毎日たばこを吸う人の割合が県下で最も高い（21.3%）。※2
- そこで、健康寿命（日常生活に制限のない期間）延伸に向けて、良好な生活習慣の獲得につなげるためには青壯年期からの健康づくりが重要である。
- また、青壯年期の健康づくりにおいては、従業員の健康づくりを進めていくことが必要であり、特に職場での健康保持増進対策が十分でない中小規模事業所への働きかけと支援が必要である。

〔出典：※1 大分県福祉保健企画課調べ、※2 大分県福祉保健企画課「県民健康意識行動調査（H28）」〕

保健所が実施すべき対策

1 健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関の横断的な取組推進

- (1) 北部地域健康寿命延伸対策戦略会議開催
- (2) 事業所健康応援プロジェクトの継続開催
- (3) 地域・職域健康づくり検討会の開催
- (4) 北部地域健康なまち整備推進事業の実施
(事業所健康応援プロジェクト推進事業、たばこに無縁（無煙）な生活サポート事業)

2 事業所を単位とした健康づくりの推進

- (1) 健康経営登録事業所及び認定事業所の拡大
- (2) 「職場の健康づくり実践手引き書」を活用した事業所への情報提供と支援の実施
- (3) 健康経営事業所連絡会・職場の健康づくりセミナーの開催

目標指標

1 健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関の横断的な取組推進

- (1) 北部地域健康寿命延伸対策戦略会議の開催（年2回）
- (2) 事業所健康応援プロジェクトの開催（年2回）
- (3) 地域・職域健康づくり検討会の開催（年1回）
- (4) 北部地域健康なまち整備推進事業の実施
(事業所健康応援プロジェクト推進事業、たばこに無縁（無煙）な生活サポート事業の円滑な開始)

2 事業所を単位とした健康づくりの推進

- (1) 健康経営登録事業所の拡大
 - ・125事業所→130事業所
 - 健康経営認定事業所の拡大
 - ・46事業所→52事業所
- (2) 「職場の健康づくり実践手引き書」を活用した事業所への情報提供と支援の実施
 - ・実践に活かせる情報の提供（年4回）
- (3) 健康経営事業所連絡会・職場の健康づくりセミナーの開催（年1回）

I 健康寿命日本一に向けた取組 ～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

- ・北部保健所管内の高齢化率は、32.0%*と県平均を上回っており、今後さらに進行することが予測されている。
- ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現するために、地域包括ケアシステムの構築が必要であり、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう医療・介護連携の推進が求められている。
- ・介護保険法の改正により、平成27年度から各市が実施主体となり、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでおり、引き続き、各市の取り組みを支援し、連携を促進する必要がある。特に平成30年度は地域医療計画・介護保険事業計画の同時改定を控えており、その動向も注視する必要がある。
- ・医療と介護の連携を促進するためには、医療機関の看護、地域の訪問看護等の活用を一層促進し、相互の連携による支援を進める必要がある。

*出典：大分県統計調査課「大分県の人口推計（平成28年10月1日）」

保健所が実施すべき対策

1 在宅医療・介護連携体制の整備

- (1) 圏域在宅医療・介護連携推進会議の開催
 - ・圏域における取組の共有と底上げ
 - ・共通課題の解決に向けた連携の促進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援

2 多職種連携に向けた支援

- (1) 医療と介護の情報共有の促進
- (2) 看護と介護の連携による支援の促進
- (3) 多職種連携研修会開催への支援
- (4) 看護職を活用した医療から在宅への途切れのない支援の促進
 - ・訪問看護ステーション：医療機関での業務を体験し、最新の医療看護技術や入退院時支援等の実際を経験
 - ・医療機関：訪問看護ステーション等での業務を体験し、在宅看護の実際、地域連携の取組等を経験

目標指標

1 在宅医療・介護連携体制の整備

- (1) 在宅医療・介護連携推進会議の開催回数（1回）
- (2) 在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援
 - ・各市が設置する在宅医療・介護連携推進会議への参画（3市）
 - ・地域の医療・介護資源のリスト又はマップの作成（3市）
 - ・地域ケア会議への参画（3市）

2 多職種連携に向けた支援

- (1) 情報共有ルール運用機関の拡大（1割増）
(医療機関+5、介護事業所等+7)
- (2) 連携促進に向けた研修会開催（10回）
- (3) 多職種連携研修会の開催（3市）
- (4) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業実施
(体験参加者 H28：24名→H29：30名)

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

- ・食中毒、感染症や自然災害等によって不特定多数の住民に健康被害が発生又は拡大する可能性がある場合には、公衆衛生確保の観点から、保健所の迅速かつ適切な健康危機管理対応が求められる。
- ・また、食品関係業者や施設等に対し、製造工程内の危害分析に基づく重要管理を用いた手法（以下「HACCP」という）の導入推進により、危害発生の未然防止が図れるよう指導するとともに、一般消費者に対しても、食中毒防止の啓発を行う必要がある。
- ・北部保健所では、これまで様々な事態に備えた健康危機管理体制を整えてきたが、平成29年度は、前年度に引き続き市や関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った体制づくりやエボラ出血熱・ジカ熱・デング熱などの新興・再興感染症対策、また、東南海地震等の自然災害の発生に備えた体制整備等より一層の機能強化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の整備・連携の強化

- (1) 所内健康危機管理体制の整備
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 健康危機管理シミュレーションの実施

2 感染症・食品による健康被害防止対策

- (1) 社会福祉施設や医療機関における感染症対策
- (2) 食品営業者に対するHACCP導入推進及び指導
- (3) 一般消費者への食中毒予防啓発講習の実施

3 健康危機管理情報の提供

- (1) 定期的な感染症情報の提供
- (2) 緊急時における情報提供

目標指標

1 健康危機管理体制の整備・連携の強化

- (1) 職員研修実施回数及び参加人数（6回、延べ100人）
- (2) 関係機関との連携強化
 - ・健康危機管理連絡会議開催回数（1回）
 - ・麻しん風しん対策連絡会議開催回数（1回）
- (3) 健康危機管理シミュレーション実施回数（2回）

2 感染症・食品による健康被害防止対策

- (1) 研修会等開催回数及び参加人数（4回、延べ80人）
- (2) HACCP導入推進・指導施設数（4施設）
- (3) 食品衛生講習（4回）

3 健康危機管理情報の提供

- (1) 「あなたの街の感染症情報」の更新（毎週1回）
- (2) i FAXによる緊急時の情報提供（隨時）

III おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・おおいたうつくし作戦を推進するため、その理念の一層の普及を図り、持続可能な活動基盤づくりを進めるとともに環境教育の充実を図る必要がある。
- ・平成27年2月には「豊かな水環境創出事業」により「五十石川等流域会議」が設立されたが、流域の住民が親しみを感じることのできる、豊かな水環境保全の取組を今後も推進していく必要がある。
- ・また、引き続き生活排水対策を推進するため、単独浄化槽・汲み取り便所から合併浄化槽への転換促進及び浄化槽の適正管理の啓発・指導が必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) おおいたうつくし作戦の活動基盤づくり
 - (2) 環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の活動支援
 - ①小中学校による水生生物調査等への支援
 - ②専門家による生物指標を活用した河川調査
- (2) 生活排水対策の推進
 - ①合併浄化槽への転換等の広報・啓発
 - ②浄化槽適正管理の啓発・指導

目標指標

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) 地域連絡会の開催（1回）
 - (2) 環境教育アドバイザー制度の周知
(北部10回、豊後高田4回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) ①小中学校水生生物調査等支援（北部3回）
②専門家による生物調査等の実施（北部1回）
- (2) ①合併浄化槽への転換啓発（北部3回）
②浄化槽管理者講習会の開催
(北部4回、豊後高田2回)